

『集落発送便』を役場職員が 自治公民館長宅までお届けします。

行財政改革の一環として、平成17年4月から実施

毎月2回、町からのお知らせ文書などを各家庭にお配りしている『集落発送』は、嘱託員が自治公民館長宅にお届けし、各家庭へ配られていましたが、平成17年4月から嘱託員に代わり役場職員が自治公民館長宅へお届けします。

これは行財政改革の一環として『経費の削減と住民サービスの向上』を目的に行いますが、これにより住民の声を身近に、そして住民とともに地域自治について考える機会が増えることが期待されます。

また、全集落に担当職員を配置し、集落の総会等にお伺いしている役場職員集落担当者制度も引き続き行なっていきます。



【問い合わせ先】

大崎町役場 総務課 行財政改革担当 TEL 76-1111 (内線281)

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、
障害共済年金等を受給できる方は対象
になります。

(※) 障害の原因となる傷病について、初めて医師
または歯科医師の診療を受けた日

大崎町役場 町民課 国民年金係
TEL 76-1111 (内線123)

【問い合わせ先】

りります。)

・支払いは、年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月)です。前月までの分をお受け取りいただくことになります。(初回支払いなど、特別な場合は奇数月に支払いが行われる場合があります。)

・老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。また、経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の支給は停止されます。

年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として『特別障害給付金制度』が創設されました。給付金の支給対象になる方は、役場年金係の窓口で請求手続きを行ってください。

1、支給の対象となる方

(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合等の加入者)の配偶者であつて、当時、任意加入していなかつた期間内に初診日(※)があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳以上に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

国民年金の任意加入期間に加入しなかつたことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として『特別障害給付金制度』が創設されました。給付金の支給対象になる方は、役場年金係の窓口で請求手続きを行ってください。

障害基礎年金1級に該当する方
：月額5万円(2級の1・25倍)
障害基礎年金2級に該当する方
：月額4万円

また、給付金を受けるためには、社会保険庁長官の認定が必要になります。

国民年金
からの
お知らせ

特別障害給付金
平成17年4月から始まります